

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び野田市会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 39 号

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び野田市会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

(野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（昭和 60 年野田市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 6 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

(野田市会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則の一部改正)

第 2 条 野田市会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則（令和 2 年野田市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 1 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。